

会津大学修学支援宿泊施設創明寮規程

(平成22年12月20日規程第3号)

改正 平成24年 1月 1日規程第12号

改正 平成24年 4月 1日規程第5号

改正 平成29年 2月22日規程第33号

改正 2021年12月 3日規程第16号

改正 2023年 6月26日規程第6号

(設置)

第1条 会津大学(以下「本学」という。)に、会津大学修学支援宿泊施設創明寮(以下「創明寮」という。)を置く。

(目的)

第2条 創明寮は、本学の教育施設の一つとして、学生(外国人留学生を含む。)の共同生活や施設の共同利用等を通して、社会性や国際性を身に付けさせるとともに、修学意欲を向上させ、円滑な学生生活を支援することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 創明寮の管理運営責任者は、学生部長とする。

(審議機関)

第4条 創明寮の管理運営上の重要事項に関する審議は、会津大学学生支援委員会(以下「学生支援委員会」という。)が行う。

(入居定員)

第5条 創明寮の入居定員は、105人とする。

(入居資格)

第6条 創明寮への入居資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。ただし、入居者は単身者とし、夫婦及びその子供の入居は不可とする。

- (1) 本学の学部新たに入学した学生
- (2) 本学に在学する外国人私費留学生
- (3) その他学生部長が適当と認める学生

(入居許可)

第7条 入居を希望する者は、所定の入居願に必要な書類を添えて、学生部長に願い出、許可を得るものとする。

(入居選考)

第8条 入居者の選考は、別に定める選考基準により、学生部長が行う。

(入居手続及び入居許可の取消し)

第9条 入居を許可された者(以下「入居者」という。)は、所定の期日までに、所定の手続を行って入居しなければならない。

2 入居の手続を怠ったとき、若しくは指定された期日までに入居しないとき、又は入居手続において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、入

居許可を取り消すことがある。

(入居時期)

第10条 入居の時期は、学年始めとする。ただし、欠員がある場合には、学年の中途においても入居させることがある。

(入居期間)

第11条 入居期間は、1年以内とする。ただし、学生部長が特に適当と認めたときは、この期間を延長することができる。

(入居料等)

第12条 入居者は、入居する部屋の種類により、入居する次に掲げる入居料、光熱水料及び退居時居室清掃費(以下「入居料等」という。)を所定の期日までに、納入するものとする。

(1) 1人用部屋

入居料	月 額	19,000円
光熱水料(電気料及び水道料(下水道を含む))	月 額	10,000円
退居時居室清掃費	入居時	18,000円

(2) 2人用部屋

入居料	月 額	10,500円
光熱水料(電気料及び水道料(下水道を含む))	月 額	9,000円
退居時居室清掃費	入居時	18,000円

2 入居又は退居の日が月の中途となる場合の当該月分の入居料及び光熱水料については、次のとおりとする。

(1) 入居する月

15日以前	満額の料金
16日以降	半額の料金

(2) 退居する月

15日以前	半額の料金
16日以降	満額の料金

(3) 転室する月

15日以前	転室後の料金
16日以降	転室前の料金

(修繕費用の負担)

第13条 入居者は、第12条に定める入居料等のほか、入居者に起因し発生した修繕費用を負担しなければならない。

(施設の保全等)

第14条 入居者は、施設、設備等の保全及び快適な環境の保持に留意し、次の各号に定める事項に従わなければならない。

- (1) 居室を居住以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、許可なく工作を加えないこと。
- (3) 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。
- (4) 故意又は重大な過失により、施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (5) 他の入居者又は近隣住民等に対する迷惑行為等は、行わないこと。

(退居手続)

第15条 退居しようとする者は、あらかじめ学生部長に所定の退居届を提出しなければならない。

(退居措置)

第16条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退居しなければならない。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 入居期間が満了したとき。
- (3) 入居料等又は修繕費用を3月以上滞納したとき。

2 第14条の規定に違反する入居者については、学生部長が退居を命ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、学生部長は、学生支援委員会の議を経て退居を命ずることがある。

- (1) 病気その他保健衛生上創明寮での生活に適さないと認められたとき。
- (2) 3月以上の停学処分を受けたとき。
- (3) 3月以上の休学を許可されたとき。
- (4) 原則として3月以上の留学等に該当するとき。
- (5) その他創明寮における共同生活に著しく支障を来す行為があったとき。

(退居時等の点検)

第17条 入居者は、退居時又は転室時に際しては、居室に付属する設備及び備品等について、学生部長が指定する者の点検を受けるものとする。

(入居者以外の宿泊の禁止)

第18条 入居者は、創明寮には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、入居者にやむを得ない理由がある場合は、学生部長の許可を得て入居者以外の者を宿泊させることができる。

(入居者以外の者の使用)

第19条 学生部長は、入居者以外の創明寮の使用を認めることがある。

2 前項の入居者以外の者の使用については、別に定める。

(事務)

第20条 創明寮の管理運営に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、創明寮の管理運営に関し必要な事項は、重要な案件を除き、学生部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月20日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日以降創明寮に入居する者に適用する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月22日から施行する。
- 2 改正後の会津大学修学支援宿泊施設創明寮規程第12条第1項の規定は、平成29年3月25日以降創明寮に入居する者に適用し、同日前に既に入居していた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2022年4月1日以降創明寮に入居する者及び同日前に既に入居していた者に適用する。
- 3 この規程は、2023年10月1日以降創明寮に入居する者及び同日前に既に入居していた者に適用する。